

國十九回 參議院地方行政委員會會議錄第五十一号

昭和二十九年六月九日(水曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員
石村 春作君
堀 小林 未治君
武治君

- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 質屋業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 市町村職員共済組合法案（内閣提出、衆議院送付）

國務大臣	哲二君
國務大臣	島村
塙田十一郎君	軍次君
齋藤	館
昇君	哲二君

○理事(堀内治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について
、御報告かたゞ、御了解を願いたいと
存じます。

○理事(堀末治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について、
御報告かたゞ、御了解を願いたい
と存じます。

○理事(堀内治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について
と、御報告がたゞ御了解を願いたいと
存じます。

地方行政委員会の開会につきまして
は、委員の一部署から成規の手続を以て
委員長に対し、その要求がなされたの
であります。が、委員長におかれでは、
六月四日以降の会期は無効であるとの

○理事(堀内治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について
て、御報告かたゞ、御了解を願いたい
と存じます。

地方行政委員会の開会につきまして
は、委員の一部から成規の手続を以て
委員長に対し、その要求がなされたの
であります、委員長におかれでは、
六月四日以降の会期は無効であるとの
態度をとつておりますので、今後とも
会期中委員会を招集して法案等の審議

○理事(堀米治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について
、御報告かたゞ、御了解を願いたい
と存じます。

○理事(堀内治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯について、
御報告がたゞ一御了解を願いたい
と存じます。

地方行政委員会の開会につきまして
は、委員の一部から成規の手続を以て
委員長に対し、その要求がなされたの
であります。が、委員長におかれでは、
六月四日以降の会期は無効であるとの
態度をとつておりますので、今後とも
会期中委員会を招集して法案等の審議
を進める意思は全くないものと認められ
ます。このような状況でござります
ので、昨日地方行政委員会の懇談会を
開いて協議いたしました結果、以上の
ような特殊事情にあるという点及び揮
発油譲与権その他十件ほどの重要法律

○理事(堀米治君) それではこれから
地方行政委員会を開会いたします。
議事に入る前に、本日委員長不在の
委員会を招集いたしました経緯につい
て、御報告かたゞ、御了解を願いたい
と存じます。

地方行政委員会の開会につきまして
は、委員の一部から成規の手続を以て
委員長に対し、その要求がなされたの
であります。委員長におかれでは、
六月四日以降の会期は無効であるとの
態度をとつておりますので、今後とも
会期中委員会を招集して法案等の審議
を進める意図は全くないものと認めら
れます。このような状況でございます
ので、昨日地方行政委員会の懇談会を
開いて協議いたしました結果、以上の
ような特殊事情にあるという点及び揮
発油譲与額その他十件ほどの重要法律
案審議のため、この際は止めを得ず參
議院規則第三十条の二の第三項の規定
によつて、委員長に事故あるものとし
て、理事の一人である私に委員長の職

務を代理するようなどうすることをございましたので、本日委員会を招集いたしました。なお事情変更のない限り、引続き私が委員長代理として、本委員会の運営を取扱ひたいと存じますので、この点も併せて御了解を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(堀末治君) それではこれから議事に入ることにいたします。

先ず第一に議題として、昭和二十九年度の税率・税額と税に関する法律案、これを本日の議題といたします。

本法案につきましては、先に建設委員会と五月六日及び五月十八日の二日に亘りて連合委員会を開き質疑を行いましたし、その後の事情を勘案して見ますと、本連合委員会はこの程度でいいかと思いますが、如何でござりますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(堀末治君) 御異議がないと認めまして、連合会はこれにて取りやめまして、直ちに本委員会においてこの議案の御審議に入つて頂きたいと存じます。

○小林武治君 質疑いいですか。

○理事(堀末治君) どうぞ御質疑を繰り行願ひます。

○小林武治君 この議案に関連しまして、地方財政のことをちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、今年度は交付税の成立、或いは税法の成立等によつて年度当初における地方財政がどのようにして年度当初における地方財政が

○政府委員(鈴木俊一君) 本年度の地方財政の状況はどうであるかといふと、先般の国会において、そういう関係でいろいろ申上げたわけですが、この点は只今所要の数字を持つておりますので、な後刻詳しく述べたいと思ひますけれども、地方税法の修正の關係、或いは入場税等税法の修正の關係又警察法修正の關係その他で相当の出入りがありがございますが、この揮発油譲り税が更に成立するということになりますれば、どう大きな変動がないのじやないかといふふうに考へておきます。今資料が参りましたので、数字を極く概略申上げますと、本年の当初の政府から提案をいたしました地方財政の規模に対しまして、予算におきまして、いわゆる三派修正がございました関係で、九千六百七十七億というものが歳出、歳入の財政計画の規模になつておられます。これに対してその後の国会もございますが、それを先ず申上げますと、第一に、この道路整備強化に伴う、要するに道路五ヵ年計画、或いは政需要額及び収入額の変動があるわけと只今御審議を願つております法案も若干関係があるのでござりますが、おきまする修正によつて生じました財政需要額及び収入額の変動があるわけですが、一応御説明を願つておきたいと思つたしたとすることあります、その後の情勢はどういうふうになつておるか、一応御説明を願つておきたいと思います。

五ヵ年計画を先般政府においてきめのことでございますが、それに基いて実施いたしますといたしますれば、三十八億の本年におきまする財源が必要になつて来るわけでございます。これはこの法案にござりますように、四十八億といふものが五ヵ年計画に定められた道路に使われることになるわけでございますが、そのうちの十億は別に地方財政計画の上にすでに見込んでおりまつて、残りの三十八億だけが道路の整備強化に伴う費用の増として、財政計画外に更に加わることになるのであります。それから道路とか河川等のいわゆる直轄工事の都道府県等に対しまつする分担金というのがござりますが、その分担金を今回公募公債を以て支弁をするということになつたのでござります。その関係の利子額の算入が実は今までの地方財政計画を提案いたしますまでにはできていなかつたのでござります。

政令の制定が遅れた等の関係がございまして、できていなかつたのでございますが、それがその後明らかになつて参りましたので、その額が本年度は六億三千七百万円であります。

それからこの警察法の修正の関係でござりますが、この関係では五大市の警察が七月一日から政府原案においてすべて都道府県一本の警察になることになつておりますのでござりますが、それが五大市についてはなお暫定的に残るということになりましたので、その関係でこれは財政需要が三億五千八百万円だけ減つて参ります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

それからなおこの補助金等の整理の臨時特例に關する法律の修正によりまして、農業改良普及の地方負担分が変化が生じて参りました。要するに二分の一補助に政府原案がいたしましたものを、三分の二補助という現行の制度に戻されましたので、その關係でこれは更に地方負担が三億六千七百万だけ減つて参るのであります。歳入がそれだけ減えて参るのであります。

それから地方税法の関係でござりますが、これは当院における御修正によりまして、いわゆる娛樂施設に対する課税を法定せられました關係もございまして、十八億四千六百万歳人が減えて参つております。

それから入場證与税でございますが、これは当初の決算が更に衆議院におきまして修正減になりましたのでございませんが、そういうような關係で十七億三千万歳人が減つて参るのでござります。

大体以上のよろな出入りになるわけでございますが、なおその点細め括りますと、若干当初の計画を動かさなければならぬことにならうかと考えております。その点は今整理をいたしまして申上げたいと存じます。

○小林武治君　どうも説明がたどくしくて私の頭に入りにくいが、一つ至急表を作りになつてそれをお示し願いたい。もう一つ何つておきたいことは、国会の審議が遅れたために増方があつた資金等に非常にお困りになつた、従つてどういうふうな措置をとられたか、それを一つお伺いしたい。何にもしなかつたならばそれで結構です。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは地方交付税が成立が遅れましたために地方

では御指摘のように相当難済をいたしましたが、その間は資金運用部資金或いは簡保資金等からの短期融資をできるだけやつてもらうことになりましたが、交付税の成立と同時に第一期、要するに四月に交付いたしますべき分を、即ち二百八十億をすでに概算交付いたしましたが、更に六月分でございますが、これも近く二百八十億を交付する段取りを進めておりますして、これは數日中に入るべきものと考えております。

○小林武治君 簡保等で相当な短期融資をしたと思うが、その額その他については自治庁には何も連絡がないかどうか、伺つておきたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 資金運用部資金と簡保資金、両方合せまして大体四月、五月中旬に短期融資いたしまして、ものが百八十億程度でございます。

○小林武治君 押発油譲り税が若し成立しなかつた場合にはどういう影響があるか伺つておきたい。

な財源として地方に対する庄迫といふいうふうなことはございませんして、その部分が若し交付されないと、都道府県或いは五大都市として予定をいたしておりますした道路の自主的計画の上で地方に対する庄迫といふいうふうな恰好になる補修改善というものが行い得ないということになるのでござります。この三十一億の部分は、直接に地方財政に影響する道路の種類といふか、性質といふか、こういう内容に亘つては自治庁が建設省と或る程度の連絡、協議があるのかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 四十八億につきましては建設省といふくの機会に密接に連絡をとつておりますて、建設省のほうの意見を始んど十分に取入れましたものに基きましてこれを配分する、そういう作業を自治庁がするところです。

○小林武治君 そうすると四十八億の配分そのものは、すべて建設省からの協議によつてこれを具体的に配分する、そういう作業を自治庁がするところです。

○政府委員(鈴木俊一君) お話を通じてございまして、府県から基礎的な資料が提出して参るのでございますが、四十八億を如何よう配分するかどうことにつきましては、建設省の意を十分聞きまして、それに基いて配分の方法をきめております。即ち道路面積に按分して譲与するわけでありますが、その道路の面積をどうるものかといふことは、道路台帳に記されておる道路の延長にそれべ幅を乗じて算定するということを、こ

ります。それからその道路の面積を算定するに道路の使用度といいますか、或いは工事の種類等によつて補正をして行なわなければならんわけでござりますが、その補正係数を定める案をすでに用意いたしておるのでありますか、これにつきましても建設省と十分連絡をして上で一応の数字を出しておるのでござります。これはすでにたしかお手許で配付申上げてあると思ひますが、道路の普通の改築の場合を一といたしまして、法律の場合は〇・八、橋の架け替えがあるような場合にはその面積を六・一倍とする。又単なる修繕の道路については〇・六倍をして道路面積を正する、その補正された面積に対しして按分する、こういうことにいたしております。小林武治君 三十一億につきましては、建設省の割約は全然受けないとこういうふうに了解してよろしくどうおるわけでござります。

○政府委員(富樫凱一君) その通りでございまして、五月の二十日に五ヵ年計画を開議決定を終まして、この資料はお届けいたしてあるはずでございります。
○小林武治君 そうすると今の四十九億と五十年計画との関係は、その一部になるのか、どんな関係になつておなづかのか。
○政府委員(富樫凱一君) 四十八億と五ヵ年計画の一部になつております。
○小林武治君 本年度はそうすると、体どれだけありますか。あなたのほうの御計画は……。
○政府委員(富樫凱一君) 四十八億五ヵ年計画の中で都道府県道に使う部分であります。その都道府県道の中は主要な都道府県道その他の都道府道がございますが、その両方にこの十八億を使つている。延長にいたしまして、主要地方道におきましては、与税では百七キロを実施することにしております。又一般地方道については、五十九キロを施行することになります。
○伊能芳雄君 そうすると、只今の都道府県道の四十八億は、都道府県道だけに使用する、こういう計画になつておなづかですか。
○政府委員(富樫凱一君) さようございます。
○政府委員(富樫凱一君) 譲与税の局長の御説明によりますと、国道においては都道府県の負担を求めませんか。五ヵ年計画は、国道については……。
○政府委員(富樫凱一君) 譲与税の十八億は都道府県に限つておりま

○伊能芳雄君 都道府県道についての五ヵ年計画に対する補助金と都道府県の負担分の割合はどういうふうになるお考えでござりますか。

○政府委員(富樫凱一君) 都道府県道の改良につきましては、補助金は、補助率は三分の一でございます。補修につきましては三分の一でございます。

○伊能芳雄君 この四十八億は、その数字にちゃんと見合うように五ヵ年計画はできているわけですか。

○政府委員(富樫凱一君) 四十八億は五ヵ年計画の一部に便いますが、四十八億の分は補助金として使うのではなくて、全額を道路の費用に充てることになりますから、県はその分に対して負担するということはないわけでござります。

○伊能芳雄君 つまりですね、五ヵ年計画に対する実施については補助金の形で困から出るでしょ。それに対しで県が負担するのには、四十八億で足りるよう計画ができる、こういうことがあります。

○政府委員(富樫凱一君) 四十八億は、この国の補助として道路には使わないことになつております。ですから四十八億は全然補助の分とは別になつております。そして、その四十八億の内容は、建設省で個所ごとにきめますから、その分に四十八億を使う、県のはうにはその分については負担はないものであります。

○伊能芳雄君 この譲与税を出す時期は、五月というのが一期ありますから、これは修正を必要としませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは御指摘のよう、五月といふことになつておるのでござります。これはまあ実際上の問題として考えますならば、仮にこのまま五月といふようなことができませんとどうなるかということをございまして、自治庁といたしまして、政府としましては、これは要するに公布の時期を一応定めるものでござりますが、自治庁といたしまして、政府としましては、これは要するに公布から、従つて五月には公布できないと、いうことになりますれば、それに一番遠くなる時期においてこれを譲与するというような運用をすることになりますかと考えておるのであります。

○伊能芳雄君 この補正に交通量は考えていないのですか。道路面積に対する補正ですね。

○政府委員(鈴木俊一君) これはこの第三条の第二項の所に、自動車一台当たりの道路の延長その他の事情を参考し、して、總理府令で定めるところにより、この面積を補正することができるので、こういうふうにございますが、この趣旨に基きまして、先ほど申上げました三十一億のほうの分につきましては、二十八年の平衡交付金算定の基礎になりました道路の面積を使う、而も補正された道路の面積を使うということにしておるのでございまして、このようにいたしたいと考えておるのであります。四十八億のほうにつきましては、これは一定の計画で出しますので、従つて御趣旨のような補正是考えます。

○伊能繁次郎君 大臣おいでですか
ら、先般伺つたのでありますが、もう一度、特にその後に御意見があられる
かどうかお伺いしたいのは、この譲与
税は本年度だけのものとしておるので
すか。七十九億、これを純粹の一年だ
けの立法だとすると、来年度以降につ
いて、その後自治庁として何か特に財
政措置としてお考えをしておられるか
どうか、最後に伺つておきたいと思ひ
ます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 只今のこ
の現在の状態で考えております昭和三
十年度の財政計画の中に、先般もお答
え申上げたかと思うのでありますけれ
ども、この揮発油譲与税といふものは、
一応ないものという考え方で、その他の
財源措置を考えておるわけで、従つ
て三十年度以降のこの財政需要に、更
に新らしいものが出て来る場合に、そ
の財源をどうするかということが問題
になるわけであります、まあその新
らしい財政需要の中に、結局今度の五
カ年計画というものが今後引続いて毎
年行われて来る。そうするとその三十
年度分の財源措置をどうするかという
問題が残るわけでありまして、それは
先般の五カ年計画の閣議決定のとき
に、ただ一般的に抽象的に、何とか財
源措置をするというだけの話合いがつ
いただけでありまして、それがどうい
う形で財源措置をするというようなこ
とは、また全然今後の問題であつて、
残つておるわけであります。従つてそ
の財源措置の一つに、或いはこういう形
又揮発油譲与税というような形のもの
が考えられるようになりますか、その
他の形で考えられるようになります。

か、全然白紙でございますが、今の状態におきましては、来年度はこの揮発油譲与税というものは一應ないという考え方にしておるわけであります。○伊能繁次郎君 富権局長に伺いたいのですが、五ヵ年計画自体としては、本年度の四十八億のような形のものは依然として残るような感じがするのですが、その点はどうでありますか。
○政府委員(富権貢一君) 五ヵ年計画に揮発油譲与税の四十八億のようないふのは三十年度以降は考えに入つております。
○伊能繁次郎君 富権局長に伺いたいのですが、大蔵省、建設省、運輸省、この三省間においては、ガソリン税の基礎がどうも私はあいまいで、その後に最終的に政府選択内でガソリン税についての外貨の割当額並びに本年度の収入予定額について、最終的に決定したもののが何かもうか。
○政府委員(富権貢一君) 五ヵ年計画の閣議決定を得ます際に、お話をガソリン税の見込額が問題になつたわけでございますが、最終的にきまりましたのは、本年度の外貨調当の関係から、ガソリン需要額というものが出て参りますが、その需要額をもとにいたしまして、ここ五ヵ年間の国民所得の増といたしまして、年間の揮発油見込額を千四百億と仰きましたが、それによりまして、この五ヵ年の予算額を上廻つたような決算額がなったわけでございます。
○伊能繁次郎君 二十八年度の決算がもう出来ましたがどうですか、二十七年度の決算から二十八年度のガソリン税の決算を推算すると、私は二十九年度の予算額を上廻つたような決算額がなったわけでございます。

○政府委員(富樫凱一君) 決算額につきましては、まだはつきりいたしておません。私のほうでははつきり聞いておりません。

○伊能繁次郎君 私どもが外貨資金の割当で通産省並びに運輸省から伺つておるところは、本年度は三百四十万キロ・リッターと聞いておるんですが、この計画の中にはどういうような織込み方がしてありますよろか。

○政府委員(富樫凱一君) 本年度を二百四十万キロ・リッターに抑えまして、そのうち直接税の対象になるものが三百十万キロ・リッターであるうといふことで、又二十九年度からガソリン税率が上りましたが、これは時期のズレがありまして、二十九年度は二ヶ月分は從前の率で入るだらうというようなことで、それのことから計算いたしますと二百十万キロ・リッターをもとにいたしまして今のよな考え方で計算いたしましたと、二十九年度は二百六十五億になります。それを国民所得の増を毎年三%あるものといたしまして、三%ずつ増して参りますと五カ年間で千四百億ということになるわけでござります。

○石村幸作君 第二条の二項の補正といふ点ですが、この中にちよつと私わからんんですけど、「自動車一台当りの道路の延長その他の事情を參しやくして」と、特に「自動車一台当り」と書いてある。そして「総理府令で定めるところにより」とあるが、総理府令にはこれは出てないんですが「自動

車一台当たりの道路の延長」ということのところを、ちょっとと説明して下さい。
○政府委員(鈴木俊一君) これは総理府令の要綱をたしか御配付申上げておるが、その三のところでございまして、昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律の施行に関する總理府令要綱案、それが「法第二条第一項第二号の金額をあん分する道路の面積について得た率を乗じて算定するもの」とは、昭和二十八年度分の道路費に係る基準財政支要類の算定に用いた補正後の道路面積を補正前の道路面積で除して得た率を乗じて算定するものとすら、「この補正後の道路面積というのは、平衡交付金の補正係数によつて補正をするわけござりますが、その補正の中に自動車一台当たりの道路の延長というようなものによつて補正をしておりますので、これの中に含まれておりますが、その補正係数は、こういう意味であります。端的に、御指摘のように、ここで補正をする規定を設けませんで、平衡交付金のほうの補正係数を使っておりまするのに今のようなものが含まれておりますので、それを使う、こういう意味であります。

○石村幸作君 大抵そうだろうと思つたのですが、この県内にある自動車台数で見ることはどちらもおかしいと思うのですね、自動車といやつは、全国の自動車が皆飛んで歩いているのだから、その県に所在している自動車だけで割るということは意味がないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のように、これは自動車で県内に登録されております台数を使っておるわけでございますが、従つて県内を単に通過するだけの自動車が非常に多いような所は、それだけではうまく補正できないわけでありますから、その他の各種の補正の方法によつて補正をし、これも要するに補正の一つでありますけれども、道路面積の補正としては一番有力なる、特色のある補正でありますから、それを特にここに掲げたといふことでござります。

○石村幸作君 それでわかりました。それでもう一つお尋ねしますが、先ほど伊能委員からの質問の中に、「第四条の「譲与時期」に関してですが、時期は五月、八月及び十一月、三回に分けております。それでこの法案の成立が遅れたために、この五月というのをしづれるのでありますか、事実の取扱として、この法案を修正しないで、そのままにしておつてこの扱い上妥當であるかどうか、御見解をお伺いした

○政府委員(鈴木俊一君) は、さよな結果になりますといたしますならば、政府といたしましては、法の趣旨は五月ということござりますから、六月に入りましても法成立後、できるだけ五月に近い時期においてこれを譲与するという趣旨のものとして、これを運用上善処して参ることになります。
○石村幸作君 そうするとこの原文の通りでよろしくと、こうお認めになりますか。
○伊能繁次郎君 最後に富樫局長にもう一点お尋ねしたいのですが、この日的にきめられた趣旨から当然だらうと思うのですが、最前御指摘のように年度中間に増税があつたりなんかして、或いは税の性質上年度を越えてズレが生ずるといふような場合において、政府の、最前お話の二百六十何億かの昭和二十九年度における揮発油税、それらのものが徴税予定額を超えて決算額が多かつた場合には、それは翌年度の五ヵ年計画の経費として繰越されるものであるかどうか、この点を先づお伺いしたい。
○政府委員(富樫凱一君) お話をのよなことが起るわけでございますが、法律のほうの解釈の仕方は、当該年度のガソリン税取予算額というふうに考えております。そこで決算額が超えて参りますと、これは翌年度の予算額に当然余計に見積られて来なければならぬわけでありますし、そのような場合

○伊能繁次郎君 その点は政府部内において、財政当局と建設省等の間にはつきりしたお話しはできていません。
○政府委員(富樫凱一君) 五ヵ年計画の閣議決定を得ます段階におきましてその折衝があつたわけございましてが、大体において財政当局もそのよろしく了解しておると私は考えておりま
す。
○小林武治君 もう一つ伺つておきたいのは、来年は揮発油譲与税のようやく形態がなくなる、こういうことであります。然らば今年の三十一億に該当するようなものはガソリン税を財源とするものは全然ないと、こうどうぞよろしく了解していいかどうか。
○政府委員(鈴木俊一君) 三十一億につきましても、こういう形ではあり得ないというふうに思います。
○小林武治君 四十八億に該当するようなものは来年はどういうふうになさるが。こういうような府県道も当然道路整備計画の中に入りますが、府県を通じないで直接五ヵ年計画で建設省がこれを賄う、こういうふうになりますか。
○政府委員(富樫凱一君) 四十八億に相当するものは、三十年度以降ないわけございまして、四十八億に相当するものは、そのまま道路五ヵ年計画に入れられるというふうに考えております。そういうことで五ヵ年計画は立てられております。
○小林武治君 そういたしますると、

○政府委員(富権凱一君) 三十一億は直接五ヵ年計画に基く道路の整備に使われなくともよろしいわけでござりますが、又使つてもいいわけでござります。又公共事業費で行われます道路整備費の裏付として地方で使つてもいいのでございますが、来年度以降この三十一億に相当するものが若しない場合でござりますが、これは地方の財政計画の問題になるわけでござりますが、この五ヵ年計画につきましても、地方の負担額といふものが相当あるわけでござります。この地方の負担額についていろいろ、論議があつたわけでござりますが、閣議決定を見ます際に、その財源措置については、所要の措置を講ずるという閣議了解の下で五ヵ年計画が決定されたわけであります。三十三億に相当するものは、その地方負担額の中を賄われることになるわけでございます。

○伊能芳秀君 道路局長に伺います
が、来年からは五ヵ年計画によつて都道府県道を國が直轄でどん々やる
だけでございまして、この五ヵ年計画の中には、二十九年度の四十八億を除いては補助事業でやるようになつては計画されております。

近いわゆる新らしい市の中に、人口要件において、三万を満たしておる市が法律改正前に相当急遽申請があり、これを協議に応じて新らしい市が生まれたのでございますが、この市の実際の設置の状況等を考えまして、又町村合併の基本計画において、従来の現行法の建前によつて市の設置の計画をしておるというようなこともございまするし、又現に申請をして來ているものもありまするので、そういうものについてはまあ支障がないようにしなければいけないだらうという考え方から、附則のほうにおきまして、現に申請中のもの或いは全体の合併計画の中におきまして、そういう市の設置を予定しておるものであつて、そういう法律に基いて申請をして來たものについては、改正後においても従前の例によつて市制の施行を認める、こうしたことを二項に規定をしているのでありますて、まあそういうようなことで、実際上の問題と答申或いは理論上の要請との調和を図りたいというものが政府の考え方でございます。

昭和二十九年六月一日現在数、市合計四百、こういうことになつております。それからこの六月一日以後現に手続中のものの数でござりますが、ちよつと私今正確な数字は覚えておりませんが、現に私のほうで事務的な処理をしているものが五、六件あります。そなほかになお話のあるものも実はありますて、全体の見込として、これは我のほうでも正確な数字を早く得たいと思つてゐるのですが、ぱつぱつ我々のほうの耳に入つてゐるもののが、数学だけを集計いたしますと、現在のところまあ二十くらいは話が来ているものがあります。これもまあ正確な数字でありますんが、私の今の心覚えであります。併し恐らく、仮にこの自治法の市に関する規定の施行期日をいつに定めますか。公布後三月といふことで適当な政令を出すとすれば、その間に話の進むものはそれよりもっと多いんじゃないいかと考へております。

○政府委員(小林興(三次君)) 今の問題でござりますが、これは先ほど申しましたが、この市の規定は、この法律公布の日から三十日以内で、先ず政令で定めると、いは前になつておりますて、この法律は仮に十五日頃公布になりますとすれば、それからまあ三月ぎりぎりのところ市に規定の施行期日を大体まあきめることになるだらうと思ひます。三ヵ月でありますから、それで七八、九と、九月の半ばが大体この要件の規定が動くわけでござりますが、今後更にそれで大体の問題は済むと思ひますが、その際におきましても、この附則の二項の一號に、県の段階まで行かずして、市町村の段階において、市町村の議会で合併の手続が済んでおれば、附則の二項の一號で救済されまし、それからいま一つなおこの附則の二項に二号を入れてありますて、二号は、町村全体の合併計画さえ正式にきまつておれば、その合併計画の中において、この関係町村が集つて市にするほうが妥当であると、そういう判断が現われて、合併計画がありまして以上は、現実の合併の作業が全然進んでおらなくとも、その場合はならば実は完全期限がないのでありまして、一年遅れようが、今暫らく遅れようが、その場合は従前通りの扱いで市にすむる、こういう考え方になつてゐるのでござります。それで実際の必要な、合理的に市を作らうと、いは意味の必要なは、まあ完全に満足されるのじやないかといふのが我々の考え方でござります。それと共に市の設置が県全体の合

○島村軍次君 次に、この助役の兼任の問題ですが、これは本年の三月三十日までですがね、そういうふうになつておるのですが、それが本法の審議が遅れて現に丁度中間に位するといふようなもので不都合のものは生じないかということが第一点と、それから体助役の兼任ということに対してもは当論議があつた問題ですが、私もこゝは本来はやっぱり兼ねるべきものでないと、特に助役の兼任は町村長の政治的な支配を受けやすいといふことで、将来と申しますか、根本的には責任ということは適当でないと考えますが、それに對する政府の考え方を一承わりたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 助役と教長の兼任の問題でござりますが、これは御指摘のように、本来教育長といふものが専任で置かれる建前になつてゐるわけでございまするが、又自治法考えから申しましても、助役は他の地方団体の職員と兼ねてはいけない、こういう兼職禁止の原則があるわけであります。ただ実際問題といつてまして、いざれからいたとしても、これは専任を以て當てるところが原則でなければならんと思つております。ただ実際問題といつてみると、どういうふうな人が必ずしもななか得られない、文部省のほうで教官計画に基いて合理的に作成され、そういううきつけなりますので、そちらには実際の作業がどれだけ運営されてもよろしい、こういふ考え方方に十二分に解決されているのじやないかと、こういふふうに考えておりま

長を養成するための矢其講習會の發言
画になり、実施になつたわけでござい
ますが、現実の問題としては、教育委
員会制度のいろいろな批判もあるよう
な關係もあつたからであらうかと思ひ
ますが、必ずしも責任者が得られない、
赴任する者がないなどいろいろなことも
ありまするし、又半面この兼任といふ
ことが全然弊害のみであつて、得られ
るべき点がないといふわけでもない、
と申しますのは、成るほど教育の独立
といふことは重要ではありまするが、
同時に教育が財政という面を通じて一
般の他の行政との関連もあるわけでござ
いまして、助役が教育長を兼ねると
いうことになりますると、それらの關係
が円滑に参るといふことも半面の利益
としてあり得るわけでござります。
そういうようなことがございまするの
で、昨年政府としましても一年限りの
措置としてそういうことをいたしたわ
けでございますが、今回なおそのよ
うな必要がなくなつていないと、いう考
え方で当分の間兼任を認める、こうい
うような取扱にいたしたいと考えてお
るわけで、この案を提案いたした次第
であります。然らば現にどういうふう
にこの間を処しておるかというお尋ね
でございますが、三月三十一日から今
日までの間におきましては、法的な根
拠がないと言えはしないわけでございま
すが、実際問題としては、法律上の兼任
といふ形でなくして、いわば一種の
事務取扱と申しますか、そういうよ
うな形においてこれを実際処置をいたし
て来ておるというふうに考えておるの
でございます。

よろちにさしてもらいたい、どうぞよろしく
うに思うのであります。が、今度の決算
では却つてこの不徹底な状態を継続さ
せるといぢふらな規定に私には見え
る。その点私どもは非常に遺憾に思つ
ておるのであります。どうか一つ、
もうその機会も近い。どつちかに、右
か左かにやつて、一応当分の間なんと
いうことでごまかしておかないといふ
ことを、特に私は要望しておきたいと
思ひます。

三億五千八百万だけ減つて参ります。これはいわゆるロスの減少ということになるわけであります。

との関係はどういうふうに調整されのかというものが第一点、農業委員会は選挙がなくなるわけです、現段階では……。その財政計画には相当影響があると思います。その点をはつきりして頂きたいと思うのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 第一点の警察の関係でございますが、交付税との関係では、五大市に警察が残ります関係からいたしまして、政府原案の場合におきましては、五大市に対しても交

げたよりな三億五千八百万円といり歳出の節減があり、それが交付税の上にも単位費用をそれだけ変えることになりますので、当然に反映して来ます。財政計画上の歳出原側、即ち単位費用のほうにも影響をして来る。両方相関連をしておるわけであります。

ら、それで結構ですが、農業委員会のほうは府県段階だけが選舉がなくなつたのですか、三億といいう数字は、これは市町村も合せた数字ではないかと思ひますが、府県段階だけに使うということになれば、そのうちの極く小部分だといふことは、数字はあとで結構ですが、一つお調べを願いたいと思います。

○島村案次君 先般の警察法の改正で五大市が一ヵ年延期になつた。それに対する地方財政の影響がどういうふうにあつたかということを数字的にお調べになつたかと思いますが、それを一つ御説明願いたい。なお併せて農業委員会法が改正されれば、それに伴う経費の増減が当然出て来るのですから、これが、これらの点を……。それからもう一つ、今の教育委員会の根本問題は、小林委員のお話の通りで、私もそちら考えておるのであります。この町村合併との関係において、殊に市の設置が非常に多い場合において、教育委員会はどういうものの考え方がどうもはつきりせん点があるのじやないか。これらの府県は合併と同時に教育委員会はどこまでも存置しておくという教育側の意見があり、市町村長側はこれを廃止しようという意見があると思うのですが、合併との関係で自治庁の考え方はどういう点にあるかといふ、この三點についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 警察法の修正の関係でどういう財源上の、財政上での影響があるかといふ第一点のお尋ねですが、これは午前中にも申上げましたように、歳出におきまして

○農林省農業委員会の関係は衆議院の案でどうなるかということを……。
○政府委員(鈴木俊一君) 衆議院の修正の関係を実は私も明瞭かにしておらんのであります。政府案で農業団体の再編成の関係は、これは政府計画の中に纏り込んでおりまするので、特別の変更は来たさないと考えておりますが、なおこの点も明らかにしました上で後刻御連絡申上げたいと思います。
それから第三点のお尋ねの教育委員会と合併との関係でござりますが、まあ弱小町村において教育委員会を維持するというよりは、合併の結果相当の規模になつた町村においてこれを維持するというほうが財政上ゆとりを生じて来ることは、これは十分想像にかかるのであります。そういう意味で極く弱小の町村がこれを維持しまするよりは、合併の結果規模の適正化された町村においては教育委員会の制度が強化されるという結果にはなるらかと考えておりますが、併しこれは具体的の問題としてなお考えなければならぬかと考えております。

○島村軍次君 第一点の警察法の三億五千万円の減はわかりますが、交付税

付税が全然漏らさない恰好になつてゐたのでござりますが、今回の修正の結果といたしまして、大阪市のよしなな団体に対しましても交付税が参るということになつております。その結果第一回の交付税の配分は四月、六月の第二回目の暫定交付の際におきましてこれを交付することにいたしております。今数字を持ち合しておりますが、そういうようなものであります。

○島村軍次君 そこで交付税は、政府の原案によれば、大阪のごとき所は交付しないという予定で財政計画を組んでおられますから、歳出は三億五千万円減るが、交付税のほうで、つまり一般の交付税からこれが食い込むという結果になると思いますが、そういうことに解釈してよろしうございますか。

○政府委員（鈴木俊一君） 警察の関係におきましては府県のほうに交付いたしまするべき交付税の額が減りまして、その代り五大市すべてが政府原案の警察制度の下におきましては交付税を受けない恰好になりましたものが、これがいづれも受けると、こういうことになりますので、要するに五大都市と五大府県との間の入りくりがあるわけであります。その関係で先ほど申上

○島村單次君 御研究を願うのですか
数字でございます。
そういうことと、それからあとで数字を
出して頂きたいということ、それから
警察法との関係の今の交付税のほうは
大体わかりましたが、結局財政計画の
上で、手取り早く言えば、交付税の
関係はあるが、大よそ三億五千円と
いうものは地方の財政の全体計画の上
に節減をするものだ、こういうふうに
解してよろしいか。その点は念のため
伺つておきたい。
○政府委員(鈴木俊一君) 第一点の都
道府県農業委員会制度が廃止され、
都道府県農業會議制度にするという関
係の改正でございますが、御指摘のよ
うに、従来の公選制度が廃止になりま
すれば、当然それに伴つて歳出の縮減
を来たします。農業委員の選挙につき
ましては、たしか従来三億程度のもの
であつたように記憶しておりますが、
その部分が節減になることであろうか
と考えております。なお数字を明確に
した上で後刻お答え申上げます。
それから都市の警察を暫定的に維持
するということになりました結果とし
て、三億五千八百万といたのは、財政
計画上それだけ少くてよろしいとい
う

○理事(堀末治君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありますかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましら、討論中にお述べを願います。

○小林 武治君 この法案に対しましては賛成するものでありまするが、その中で、教育長の助役兼任を当分の間とすることは、これは私はむしろ改悪ではないかと、こういふうな気がするのでありまするが、希望いたしましては、教育委員会そのものを如何にするかということを、政府としてはできるだけ早い機会において態度を決定し、今日のような生はんかな不徹底な状態を取除くということに努力されるというこの希望を附して、この際としては止むなく賛成をしておくものであります。

○理事(堀末治君) 他に御発言ございませんか。他に御意見もないようですが、御意見のおありのかたはそれで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

て、健康保険……、市町村の健康保険の対象になつておつた職員は、そのまゝこれは組合員の対象にすることに、附則の二十七項できめでございまして、それによりますと「例えば臨時に使用せられる者でございまして、二月以上の期間を定めておれば、これは当然に対象になる。それから二月以内の期間を定めて使用される者でありますても、事実上それ以上引き続き使用せられるに至りました者も対象になる。それからいわゆる日々雇用の者でありましても、一月を超えて、いわゆる引き続き使用せられるに至つた者は、やはり対象になる。これは皆健康保険法の対象になつておりますし、そういうものはこの附則の規定によりまして、共済組合の対象になり得る、こういう途を開いております。でありますから、正直に申しまして、先ほど府県と全然一緒だと申しましたが、この点はそれより範囲が広いのであります。給付の内容その他は全然一緒でございますが、そういう結果になつております。

○小林武治君 長も入るわけですか。

○政府委員(小林與三次君) これは市町村職員は全部入つております。これ

は固におきましても、共済組合の対象は、國務大臣以下全部対象になつております。

時に使用せられる者でございまして

も、二月以上の期間を定めておれば、これは当然に対象になる。それから二月以内の期間を定めて使用される者でありますても、事実上それ以上引き続き

使用せられるに至りました者も対象に

なる。それからいわゆる日々雇用の者

でありましても、一月を超えて、いわ

ゆる引き続き使用せられるに至つた者

は、やはり対象になる。これは皆健

康保険法の対象になつておりますし、そ

ういうものはこの附則の規定によりま

して、共済組合の対象になり得る、こ

ういう途を開いております。であります

から、正直に申しまして、先ほど府

県と全然一緒だと申しましたが、この

点はそれより範囲が広いのであります。

給付の内容その他は全然一緒でござりますが、この点だけは、一般的の共

済組合の制度よりも途が広くなつて、

その意味におきましてはまあ数歩改善

と申しますが、そういう結果になつて

おります。

○小林武治君 もう一つ伺つておきた

いのです。これはまあ念のためです

が、市町村の三役といふのは、当然組

合員になるのですか。

○政府委員(小林與三次君) 入りま

す。大体二十九年度は、まあ正月一日から施行することになつておりますの

で、金額は少いですが、大体二億三千

万円、三十年度で十一億、三十一年度

二十二億、三十二年度三十億、三十三

年度三十九億、こういふ計算で毎年

七八八億ずつ積立金が重なつて行くと

いう計算であります。経常年度、これ

は數十年あとのこととございますが、

経常年度になれば四百六十六億、こう

いう計算をいたしております。

○小林武治君 大蔵省は自治廳に対し

て何の申出も今のところしないと、こ

ういうことですか。

○政府委員(小林與三次君) これにつ

きましては、全然申出がございません

。ちよつと今の経常年度四百数億と

申しましたが、これは御承知の通り計

算上の年限であつて、八十年ほどあと

のこととございますが、

現行法でともかくこういう形で滑り出

すという建前で考えております。

○小林武治君 大蔵省は自治廳に対し

て何の申出も今のところしないと、こ

ういうことですか。

○政府委員(小林與三次君) これにつ

きましては、全然申出がございません

。ちよつと今の経常年度四百数億と

申しましたが、これは御承知の通り計

算上の年限であつて、八十年ほどあと

のこととございますが、

現行法でともかくこういう形で滑り出

すという建前で考えております。

○政府委員(小林與三次君) これは実

は具体的に本年度はまだそれほど大し

い金でもありませんし、それから更に

実はこれは現に町村会その他のほうで

も、もうすでに意見も出でるのであ

りますが、この連合会に資金を全部吸

収することについて、地方と資金をど

ういう意見も、実はこれは自治廳のほ

うで大きな問題として出しておりますので

あります。我々のほうといたしまして

は、連合会を作つた以上は、連合会の

中で集中的な効率的な管理をやるの

を基本方針として考えて参りたいと思

うのでございます。そこでまあ総理府

令で定めますのは、資産の運用方法、

そういう具体的には書けませんから、資産

の運用方法として、資産をどういう方

法で運用するか、運用の利率をどうす

るか、その他運用の対象をどうするか

といふことの概要をこれは定めなくち

やならないと考えております。それか

ら更に具体的な問題になつて、具体的

如何なる事業に費さづつどうやるか

といふことまでございます。それから

いふ問題になつて参りますが、主体は

連合会がきめると思いますが、併し金

額が金額でござりますから、あるいは自

己に資するよう運用しなくちやならん

といふ、特に積極的な運用方針の規定

を入れたのでござります。それでまあ

具体的に、仮に何年かたつたあとで、

数億の運用を如何にするかといふ問

題になれば、これはまあそれとくの市

であります。

○小林武治君 その辺のところはもう

どういうふうに考へて行くかとい

う問題が将来生ずるだらうと、これは

がね、政令に……。どんなことを考え

ておられるか、それを伺つておきた

い。

○政府委員(小林與三次君) これは実

は具体的に本年度はまだそれほど大し

い金でもありませんし、それから更に

実はこれは現に町村会その他のほうで

も、もうすでに意見も出でるのであ

りますが、この連合会に資金を全部吸

収することについて、地方と資金をど

ういう意見も、実はこれは自治廳のほ

うで大きな問題として出しておりますので

あります。我々のほうといたしまして

は、連合会を作つた以上は、連合会の

中で集中的な効率的な管理をやるの

を基本方針として考えて参りたいと思

うのでございます。そこでまあ総理府

令で定めますのは、資産の運用方法、

そういう具体的には書けませんから、資産

の運用方法として、資産をどういう方

法で運用するか、運用の利率をどうす

るか、その他運用の対象をどうするか

といふことの概要をこれは定めなくち

やならないと考えております。それか

ら更に具体的な問題になつて、具体的

如何なる事業に費さづつどうやるか

といふことまでございます。それから

いふ問題になつて参りますが、主体は

連合会がきめると思いますが、併し金

額が金額でござりますから、あるいは自

己に資するよう運用しなくちやならん

といふ、特に積極的な運用方針の規定

を入れたのでござります。それでまあ

具体的に、仮に何年かたつたあとで、

数億の運用を如何にするかといふ問

題になれば、これはまあそれとくの市

であります。

○小林武治君 その辺のところはもう

どういうふうに考へて行くかとい

う問題が将来生ずるだらうと、これは

がね、政令に……。どんなことを考え

ておられるか、それを伺つておきた

い。

○政府委員(小林與三次君) これは実

は具体的に本年度はまだそれほど大し

い金でもありませんし、それから更に

実はこれは現に町村会その他のほうで

も、もうすでに意見も出でるのであ

りますが、この連合会に資金を全部吸

収することについて、地方と資金をど

ういう意見も、実はこれは自治廳のほ

うで大きな問題として出しておりますので

あります。我々のほうといたしまして

は、連合会を作つた以上は、連合会の

中で集中的な効率的な管理をやるの

を基本方針として考えて参りたいと思

うのでございます。そこでまあ総理府

令で定めますのは、資産の運用方法、

そういう具体的には書けませんから、資産

の運用方法として、資産をどういう方

法で運用するか、運用の利率をどうす

るか、その他運用の対象をどうするか

といふことの概要をこれは定めなくち

やならないと考えております。それか

ら更に具体的な問題になつて、具体的

如何なる事業に費さづつどうやるか

といふことまでございます。それから

いふ問題になつて参りますが、主体は

連合会がきめると思いますが、併し金

額が金額でござりますから、あるいは自

己に資するよう運用しなくちやならん

といふ、特に積極的な運用方針の規定

を入れたのでござります。それでまあ

具体的に、仮に何年かたつたあとで、

数億の運用を如何にするかといふ問

題になれば、これはまあそれとくの市

であります。

○小林武治君 その辺のところはもう

どういうふうに考へて行くかとい

う問題が将来生ずるだらうと、これは

がね、政令に……。どんなことを考え

ておられるか、それを伺つておきた

い。

○政府委員(小林與三次君) これは実

は具体的に本年度はまだそれほど大し

い金でもありませんし、それから更に

実はこれは現に町村会その他のほうで

も、もうすでに意見も出でるのであ

りますが、この連合会に資金を全部吸

収することについて、地方と資金をど

ういう意見も、実はこれは自治廳のほ

うで大きな問題として出しておりますので

あります。我々のほうといたしまして

は、連合会を作つた以上は、連合会の

中で集中的な効率的な管理をやるの

を基本方針として考えて参りたいと思

うのでございます。そこでまあ総理府

令で定めますのは、資産の運用方法、

そういう具体的には書けませんから、資産

の運用方法として、資産をどういう方

法で運用するか、運用の利率をどうす

るか、その他運用の対象をどうするか

といふことの概要をこれは定めなくち

やならないと考えております。それか

ら更に具体的な問題になつて、具体的

如何なる事業に費さづつどうやるか

といふことまでございます。それから

いふ問題になつて参りますが、主体は

連合会がきめると思いますが、併し金

額が金額でござりますから、あるいは自

己に資するよう運用しなくちやならん

といふ、特に積極的な運用方針の規定

を入れたのでござります。それでまあ

具体的に、仮に何年かたつたあとで、

数億の運用を如何にするかといふ問

題になれば、これはまあそれとくの市

であります。

○小林武治君 その辺のところはもう

どういうふうに考へて行くかとい

う問題が将来生ずるだらうと、これは

がね、政令に……。どんなことを考え

ておられるか、それを伺つておきた

い。

○政府委員(小林與三次君) これは実

は具体的に本年度はまだそれほど大し

い金でもありませんし、それから更に

実はこれは現に町村会その他のほうで

も、もうすでに意見も出でるのであ

りますが、この連合会に資金を全部吸

収することについて、地方と資金をど

ういう意見も、実はこれは自治廳のほ

うで大きな問題として出しておりますので

あります。我々のほうといたしまして

は、連合会を作つた以上は、連合会の

中で集中的な効率的な管理をやるの

を基本方針として考えて参りたいと思

うのでございます。そこでまあ総理府

令で定めますのは、資産の運用方法、

そういう具体的には書けませんから、資産

の運用方法として、資産をどういう方

法で運用するか、運用の利率をどうす

るか、その他運用の対象をどうするか

といふことの概要をこれは定めなくち

それからなお先ほどの御質問の点につきまして、行政部長からの答弁を補足さして頂きますと、この会計経理の問題につきましては、総理府令で定めることになつておりますが、具体的な事項といひたしましては、経理の原則、複式簿記によるかどうかというような経理の原則、或いは経理の単位、例えば長期経理と短期経理、或いは複式経理といふような経理の単位を総理府令で定め行なう。それから勘定区分、勘定科目といふようなものも總理といたしましては十分連絡をとるにあつておきますので、事実上府令で定めたいといふように考えております。それから資産の管理の面につきましては、余裕資金をどういうふうに運営するか。その場合におきます例えは信託とか或いは銀行預金とか、あるいは職員に対する貸付であるとか、不動産で以て保有する分というようなものの割合を、具体的にどういふ割合が経理の健全化の上に必要であると考えております。

○小林武治君 この地方から全國の連合会へ送るのは飽くまでも預金でしょ

う。財産は全部これは都道府県の財産でしよう。そういうことじやありませんか。

○政府委員(小林與三次君) これは勿論組合の財産でござります。

○小林武治君 それで今の運用計画などといふこと、或いは資産の管理、資金の管理といふのは非常に大事な問題だが、これらを認可の対象に或る程度すると、こういふような考え方を総理府令で持つておりますか。

○政府委員(小林與三次君) 直ちに組合の資金の運用についてまでも認可の対象にしようということは考えており

つかまつて、行政部長からの答弁を補足さして頂きますと、この会計経理の問題につきましては、総理府令で定めることになつておりますが、具体的な事項といひたしましては、経理の原則、複式簿記によるかどうかといふような経理の原則、或いは経理の単位、例えば長期経理と短期経理、或いは複式経理といふような経理の単位を総理府令で定め行なう。それから勘定区分、勘定科目といふようなものも總理といたしましては十分連絡をとるにあつておきますので、事実上府令で定めたいといふように考えております。それから資産の管理の面につきましては、余裕資金をどういうふうに運営するか。その場合におきます例えは信託とか或いは銀行預金とか、あるいは職員に対する貸付であるとか、不動産で以て保有する分というようなものの割合を、具体的にどういふ割合が経理の健全化の上に必要であると考えております。

○小林武治君 連合会はまあいわば金庫みたいな作用しかないと、こういふふうに了解してよろしくございます。

○政府委員(小林與三次君) 特に再保険といふ言葉は使つておりませんけれども、実際問題は、懇親給付などは、結果的実質的に見ればそういうような作用になるかと思つておりますが、特に再保険といふ形はとつておりません。

○小林武治君 連合会はまあいわば金庫みたいな作用しかないと、こういふふうに了解してよろしくございます。

○政府委員(小林與三次君) 連合会は固有資産はないと思うが、それはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) 連合会自体の固有資産といふものはございません。

○小林武治君 繰返して申せば、全国連合会は固有資産はないと思うが、それはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) 連合会自体の固有資産といふものはございません。

○小林武治君 そういうお話をされないで、中央機構の簡素化をして、どうせこれは地方の都道府県の組合の負担金になるわけだから、その辺にも私は十分の用意をしてもらいたいと思ひます。これがわかつておるのですが、これはわかつておる

「恩給法の適用を受けける者その他と書

いてあります。これがわかつておる

年金制度が確立されるまでは、一応現状の相違があるのですから一緒に年金制度をとらざるを得ないというのが実情でござります。

○石村幸作君 そうすると、結果として両方に町村更員は入つております

ね、それで特に退職一時金の場合にこ

れが西方が抵触するといふか、かち合

うというような場合はございません

か、事実問題として。

○政府委員(小林與三次君) これは全然ぶつからないでございまして、恩

給組合には、退職金をもらういわゆる

東員だけがこれに入つておる。いわゆ

る雇用員は共済組合に入る。退職金の

問題では全然対象が違いますから、そ

れでぶつかることはないわけでござい

ます。

○小林武治君 もう一つくどいようで

すが伺つておきますが、今全国連合会

で災害の給付をするといふようなこと

がござつた、重複した施設等備がな

ませんが、基本的な基準だけはどうし

ても総理府令で定めないと存じており

にいたしたいと存じております。

○小林武治君 全国連合会は、保険の

言葉で言えば、再保険なんて作用は全

くないでしよう。

○政府委員(小林與三次君) 特に再保

険といふ言葉は使つておりませんけれ

ども、実際問題は、懇親給付などは、

結果的実質的に見ればそういうよ

う作用になるかと思つておりますが、特

に再保険といふ形はとつております。

○小林武治君 連合会はまあいわば金

庫みたいな作用しかないと、こうい

ふうに了解してよろしくございます。

○政府委員(小林與三次君) 特に再保

険といふ言葉は使つておりませんけれ

ども、実際問題は、懇親給付などは、

結果的実質的に見ればそういうよ

う作用になるかと思つておりますが、特

に再保険といふ形はとつております。

○小林武治君 連合会はまあいわば金

庫みたいな作用しかないと、こうい

ふうに了解してよろしくございます。

○政府委員(小林與三次君) 特に再保

険といふ言葉は使つておりませんけれ

ども、実際問題は、懇親給付などは、

結果的実質的に見ればそういうよ

う作用になるかと思つておりますが、特

に再保険といふ形はとつております。

○小林武治君 連合会はまあいわば金

庫みたいな作用しかないと、こうい

ふうに了解してよろしくございます。

○政府委員(小林與三次君) 大体にお

いて金庫の役目だと思います。あとは個々の組合に対する指導、連絡といふふうな役割が中心でござります。

○小林武治君 そういうお話をされないで、中央機構の簡素化をして、

どうせこれは地方の都道府県の組合の負担金になるわけだから、その辺にも私は十分の用意をしてもらいたいと思ひます。これがわかつておる

のですが、これはわかつておる

年金制度が確立されるまでは、一応現

状の相違があるのですから一緒に年

金制度をとらざるを得ないというのが実

情でござります。

○石村幸作君 この適用しない範囲に

「恩給法の適用を受けける者その他と書

いてあります。これがわかつておる

年金制度が確立されるまでは、一応現

状の相違があるのですから一緒に年

金制度をとらざるを得ないというのが実

情でござります。

○政府委員(小林與三次君) 連合会は固有資産はないと思うが、それはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) 連合会自体の固有資産といふものはございません。

○小林武治君 繰返して申せば、全国

連合会は固有資産はないと思うが、それはどうですか。

○政府委員(小林與三次君) 連合会は固有資産はないと思うが、それはどう

少くとも罹災給付は中央で全部まとめで一本にやりますから、形の上におきましては連合会の勘定の中に入る、こういふように言うてよいのじやないかと思つております。実質的には勿論それは連合組織でありますから、各組合の連合組織でありますから、実質的には各組合の共有のような形になるかも知れませんが、形式上は連合会の資産の勘定としてそれが運用されるということになるわけであります。

○小林武治君 そういうたしますと、今罹災給付を除くものは都道府県の組合が独立採算を完全にとる、罹災給付は全国連合会が直接の保険の主体になつてゐる、こういふふうに理解したらよろしくござりますか。

○政府委員(小林與三次君) 罹災給付の例だけを申上げたのでちよつと言葉が足りなかつたかも知れませんが、金で扱うのは長期給付の積立金と罹災給付の積立金と両方でございます。短期給付は、これはそれ／＼の単位組合が完全にその名において自主的に地方開拓会と単位組合との間ににおける一時の貸借、融通という問題が起きたると思いますが何とかというような場合には、連合会にて処理します。それありますから短期給付について一時赤字ができると、連合会の資金と単位組合の資金との間にかかる限りは、全部政令で定める率によつて連合会に支払ふ必要があります。そこで連合会の必要な資金を各組合に交付する、こうなります。それであつて建前になつております。それで

ますから、法律的形式的に言えれば、預
積立金は一応連合会の名において運用
され、そうしてあとは払込及び交付關係、こういうことで法律構成をいた
ておるのであります。

○小林武治君 先ほどのお話を少し考
うな、要するに、そうすると都道府県
の組合から連合会へ送金される金は掛
金の性質を有するものと、それから支
わゆる預金の性質を有するものと、こ
ういうようになりますか。

○政府委員(小林與三次君) そこで預
金と預金と、こういうふうに表現をす
るとすれば、さつきの言葉が足らなか
つたかも知れませんが、むしろ掛金の
性質と言つたほうがよいと思つてお
ります。要するに、地方の組合の名によ
りて預金をしておるのじやないのです
りまして、これは中央連合会一本にて
用する、こういう建前で全部拵込むと
いう觀念をとつております。地方から
は拵込む、中央からは交付する、ここ
いう建前でございますから、今のおお
ねのお言葉によつて説明すれば、むし
ろこれは掛金と言つたほうが近いかと
存ぜられます。

○小林武治君 そういうふうにな
ど、先ほどの四分六という關係とど
う関係なんですか。

○政府委員(小林與三次君) それは
局掛金の割合と申しますが、実際何
申しますか、地方の組合では毎日々
の支払で或る程度の資金が要ります。
それと共に、それは将来のことを考
て長期積立で管理すべき金と両方あ
りますので、その掛金の割合といふも
のを、一応當時地方で運用の必要なも
のは地方で動かす、そうでない将来の金
として管理すべきものは、中央で

理する、こういいう建前をとりまして、それで掛金の割合を政令で書き分けようというのがこの法律の考え方になつておるのでござります。

○石村幸作君 先ほどの恩給組合と重複しやしないかという問題がちよつと納得できないのですが、この組合員と吏員ですね、及び傭員、雇用員も入つておる。恩給組合は吏員だけですね。そうすると、吏員の場合だと、退職給付の点についてかち合う点がありはしないか。

○説明員(松島五郎君) 只今のお尋ねの点は、この法律の附則の第十五項に書いてあるのでござりますが、「組合員のうち左に掲げる者については、当分の間、退職給付、葬祭給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。」とありますて、その一つが「恩給法の準用を受ける者」これは国の恩給法の準用を受ける者でございます。それからその二に今お尋ねの点があるのでござります。「退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者」と、こうございまして、町村職員恩給組合法によつて恩給組合が条例を作りまして、その条例によりまして、現在吏員に対しては恩給が支給されておるわけですが、ござりますので、その条例の適用を受ける者はこの共済組合のいわゆる長期給付の適用を受けないというふうに、この法律から外してござりますので、今お尋ねのございました二重給付、重複給付の問題は起らないようになつております。

○石村幸作君 そうすると、これは条例によるとしてありますね、恩給組合合法、あれは条例によつていますか。

○説明員(松島五郎君) あれは組合法

は一部事務組合として設立されでござりますのでございまして、一部事務組合でござりますので、恩給の具体的な支給はそれらの組合の条例によつて支給することになつております。

○石村幸作君 組合の条例ですか。

○説明員(松島五郎君) 組合の条例でございますが、あの一部事務組合は地方公共団体でござりますから、結局普通の町村の条例と全く内容は同じことになるわけでございます。

○石村幸作君 この審査会の各界から入つてゐる代表者のうちで「公益を代表する者」というのはこれはどういう……。

○説明員(松島五郎君) これは使用者の代表とそれから被使用者、使われてゐるほうの代表と、それからいわば三者的なものといたしまして「公益を代表する者」という表現を使つておわけでございまして、通常労働委員会等の構成におきましても使用者の代表、労働者の代表、公益を代表する者と全く同様の意味で使用しておるわけでござります。

○石村幸作君 それで使用者といふとまあ町村長といふか、そういうふうなもの代表、それからつまり更員の公表も入つておる、そのほかに特に公益を代表する者、よくいう学識経験者とかいうものに該当するのですか。

○説明員(松島五郎君) その通りでございます。

○石村幸作君 そうすると一つの村ごとにこの組合を作る場合に事实上どういふ人を入れるのですか。

○説明員(松島五郎君) 只今お尋ねの点は、市町村職員共済組合の審査会の

問題であるうと存じますが、この審査会は全国に一つしか置かないという建前でござりますので、そういう問題はないと思います。

○理事(堀末治君) ちよつと速記とめで。

〔速記中止〕

○理事(堀末治君) 連記を起して下さい。

市町村職員共済組合法はちよつと保留して、続いてそれでは地方公務員法の一部を改正する法律案を議題に供します。御説明を願います。

○政府委員(小林與三次君) これは実は極めて簡単でございまして、提案理由の説明で尽きておると思いますけれども、念のために簡単に御説明中上げます。

第一点は、地方公務員法の二十二条を改正いたしたのでございますが、この二十二条によりますと、すべて公務員につきましては、採用並びに昇任の場合につきまして条件附といふ制度が実は公務員法でとられておるのでござります。その意味は、最初採用した場合におきましてはどういう者かわからん、使つて見てその模様の如何によつて正式採用にする、こういう建前に公務員法がなつておるのであります。そこでその条件附の期間の間は、いわゆる分限、身分の保障の規定が働いておりませんので、その間ならば自由に退職を命じたり、その他の处分ができることになつておるのでござります。ところがこの採用につきまして、この条件附の制度をとるということは、それは理論上も实际上もその必要がございますが、従来使つておる者を単に昇任させる場合に、条件附にして

六ヶ月間身分を不安定にしておくといふことは、実際から申しまして必ずしもそぐわない面があるので、昇任の場合は条件附という制度をやめまして、すぐ正式に昇任できるような途にすら、新らしく採用する場合だけ条件附採用という制度をとつたほうが実際に合うのじやないか、こういふのでこの二十二条の規定を改めることにいたしましたのでござります。この点は国家公務員法も同様な考え方で直さなくちやいが考えられておるのでござります。それから次の四十九条の問題でございますが、この四十九条は不利益処分かんというので、実は同じ歩調で改正が考えられておるのでござります。

これが、この四十九条は不利益処分に関する規定でございまして、任命権者が不利益処分をやつした場合におきましても、それが明らかに職員は不利益な処分を受けたと思つた場合に、任命権者から説明書の交付の請求ができます。この説明書の交付の請求を受けるのに、実は現行法では期間の制限がないのであります。その結果、実際の例もございますが、半年も一年もたつてから、どうもあの異動は要だつたということで説明書の交付を請求しまして、その説明書の交付を受けてから改めて人事委員会なり公平委員会に処分の審査を請求する、こういうことですが、実例上も行われているのであります。そこで問題は不利益処分の手続でございますが、通常の場合は、不利益処分を行いますとき、公務員法四十九条に規定がござりますが、理由を記載した説明書を交付してやることになつておるのでござります。その場合におきましては、その処分を受けた者が審査の請求を人事委員会なり公平委員会に提出する場合にはおきましては、説明書の交付を受けた日から三十日以内に審査を請求できるという審査請求についての時間的制限を置いておるのでござります。これは普通の訴願とか訴訟と同様でございまして、いやしくも処分があつたら、その処分は適当な期間に確定させることが適当と認められますので、こういう規定がしてござります。ところが現在の四十九条二項によりますと、不利益処分等任命権者が考へておるのじやない普通の処分

をした場合にも、職員自身にして見るに、如何にも腑に落ちない、自分に不利益な処分を受けたのではないかといふ場合が夫はあり得るのであります。特に横の移動をやつした場合などにはそういうことがあります。そういう場合に職員は不利益な処分を受けたと思つた場合に、任命権者から説明書の交付の請求ができます。この説明書の交付の請求を受けるのに、実は現行法では期間の制限がないのであります。その結果、実際の例もございますが、半年も一年もたつてから、どうもあの異動は要だつたということで説明書の交付を請求しまして、その説明書の交付を受けてから改めて人事委員会なり公平委員会に処分の審査を請求する、こういうことですが、実例上も行われているのであります。そこで問題は不利益処分の手続でございますが、通常の場合は、不利益処分を行いますとき、公務員法四十九条に規定がござりますが、理由を記載した説明書を交付してやることになつておるのでござります。その場合におきましては、その処分を受けた者が審査の請求を人事委員会なり公平委員会に提出する場合にはおきましては、説明書の交付を受けた日から三十日以内に審査を請求できるという審査請求についての時間的制限を置いておるのでござります。これは普通の訴願とか訴訟と同様でございまして、いやしくも処分があつたら、その処分は適当な期間に確定させることが適當と認められますので、こういう規定がしてござります。ところが現在の四十九条二項によりますと、不利益処分等任命権者が考へておるのじやない普通の処分

が四十九条の改正でござります。

それからあとはこの附則の問題でござりますが、附則の実質上の改正は

この三項でございまして、附則の三項

は例の臨時待命の制度でござります

が、今度國のほうにおきましても、國

家行政機関職員定員法の改正によりま

して、行政整理その他のことを行う場

合におきまして、いわゆる臨時待命と

いう制度を制度化することにいたした

のでござります。そこで現行法におき

ます。特に定員なり予算なりを超

過する場合におきましては、職員の解

職、免職が自由にできるのでございま

すが、國家公務員におきまして臨時待

命の制度を作りまして、一定の期間そ

のまま俸給、身分を継続させながら、

その期間経過後退職の効果を発生させ

る、こういう制度をとりましたので、

これは個々の職員といいたしますれば、

若し行政整理の必要が実際あるものと

すれば、そらしたやり方のほうが個々

の職員の利益になるわけでござります

これが個々の職員といいたしますれば、

若し行政整理の必要が実際あるものと

これが個々の職員といいたしますれば、

若し行政整理の必要が実際あるものと

すれば、そらしたやり方のほうが個々

の職員の利益になるわけでござります

